



錦江町がんばるビジネス応援補助金（概要版）

錦江町内において新たに「新分野への進出」「新たな起業」「事業継承」「IT 活用ビジネス」をお考えの方を応援します。

（目的）

錦江町政策企画課

- ・商業基盤の強化と、地域社会の活性化を促進するため
- ・町民の生活向上と地域社会の持続的な発展に寄与するため

電話 0994-22-3032

また、中小企業者自身の自主的な努力を必須とする。中小企業者は、町内雇用機会の確保事業活動を担う人材の育成、福利厚生充実などを通じて中小企業で働く一人ひとりの雇用環境の整備に努める。

（補助対象事業）

事業に係る収入のうち補助金等を除く部分の 2 分の 1 以上を※クラウドファンディング等の手法を用い広く不特定多数の者から出資を受けて行う中小企業者等に対して、予算の範囲内において補助金を交付します。

（事業計画、クラウドファンディング募集方法等については、「MIRAI」創生協議会事務局が相談・指導にあたる。）

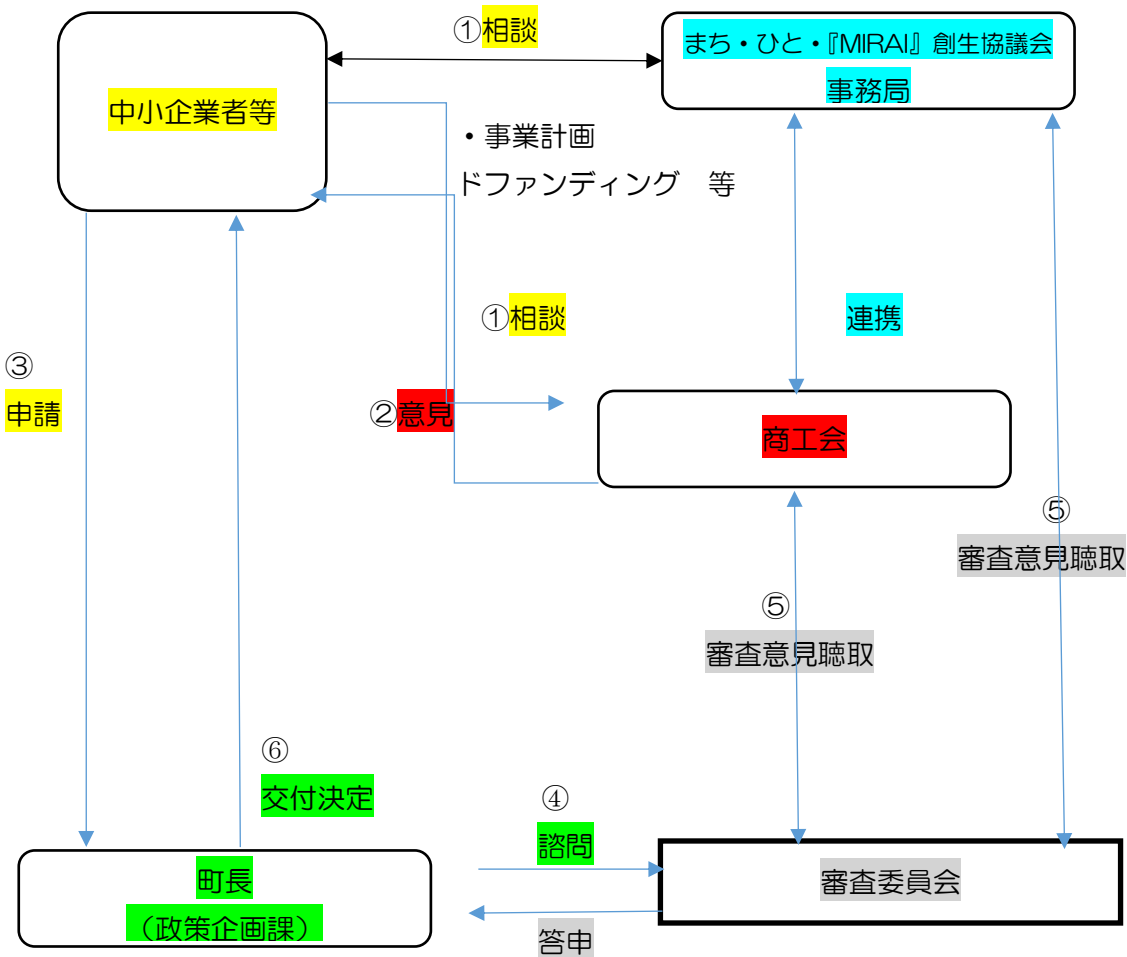
※クラウドファンディングとは、不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを、行うことを指す

群衆（croud）と資金調達（funding）を組み合わせた造語

<がんばるビジネス応援補助金 申請の流れ>

※事業を行う前に、錦江町商工会 電話 22-2521

まち・ひと・「MIRAI」創生協議会事務局 電話 25-1001 へご相談ください。



(補助対象事業の内容及び補助基準)

区分	事業内容	補助基準
(1)新分野進出事業	① 創意工夫ビジネス支援事業 創意工夫のある企画に基づく新たな取り組みや付加価値の創出、経営の多角化や異業種参入など、新たなビジネスモデル展開や設備導入等を支援	○施設整備・改修や設備導入等に要する経費の1/2以内 (補助限度額 100万円)
	② 新技術・新製品の開発支援 中小企業等が主体となって行う新技術・新製品の研究開発を支援	○研究開発に要する経費(研究開発費・検査試験費・外注委託費等)の1/2以内 (補助限度額 100万円)
	③ 高級宿泊施設支援事業 要人など特別待遇を要する方々の宿泊にも対応できる高級宿泊施設の整備を支援	○施設整備・改修・設備導入等に要する経費の1/2以内 (補助限度額 200万円)
(2)起業化促進事業	① 起業化の促進 町内において新しく事業を起こし、自ら樹立した起業化に関する事業計画が、有益な事業計画として町長が認定した中小企業等への支援	○施設整備・改修・設備導入等に要する経費の1/2以内 (補助限度額 100万円) ○技術の取得、研修、販路開拓等に要する経費の1/2以内 (補助限度額 50万円)
	② 新規開業支援事業 新規出店、開業時(出店から3ヶ月以内)に行う広告宣伝を支援	○宣伝広告(ホームページ開設、チラシ印刷、新聞折込広告掲載等)に要する経費の1/2以内 (補助限度額 20万円)
	③ 空き家等出店支援事業 ・新たな店舗購入費用の一部を支援 ・町内にある空き家等への賃貸による新たな出店を支援	○店舗購入費用の1/2以内 (補助限度額 100万円) ○家賃の月額1/2以内 (補助額は月5万円まで、年間60万円まで)1年間のみ
(3)事業継承事業	① 事業継承事業 経営者自らの技術継承又は住民の利便性に寄与する事業の継承をうけようとする者が行う施設整備・改修、機械修繕・購入等 また技術取得、研修、販路拡大を支援	○施設整備・改修、設備導入等に要する経費の1/2以内 (補助限度額 100万円) ○技術の取得、研修、販路開拓等に要する経費の1/2以内 (補助限度額 50万円)
	(4)IT活用ビジネス支援事業	① IT活用ビジネス支援 町内において、ITを活用したビジネス展開を支援 (Web活用、ポータルサイト開設)
(5)複合する事業	(1)～(4)に該当する事業を複合的に実施する場合の支援	○個別事業における限度額を適用したうえで、補助金の合計額は300万円以内とする。